

特 記 事 項

工事名：令和5年度 内水対策事業 万水川内水対策に伴う排水路設置工事
 箇所名：安曇野市 穂高

本工事の施工にあたっては指定された図書を参考にし、『安曇野市土木工事共通仕様書』（安曇野市ホームページを参照）の内容に従うとともに、以下の事項について施工条件とする。

1 工事内容

工事概要：金抜き設計書のとおり。

2 工期関係

工期は、契約日から 令和6年3月22日まで とする。

なお、休日等には日曜日・祝日・年末年始休暇を含んでいる。

3 工程関係

本工事に際し、適切な工程を計画すること。

また、周辺住民、地域関係者に対しては通知・連絡等を必ず実施し、周知すること。

4 残土・廃棄物関係

(1) 本工の施工において生じる発生土の処分については処分先を指定し、その他産業廃棄物の処分については処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。

なお、発生土の処分に関して、受注者の都合により、指定の処分先によることができない場合については、事前に監督員と変更協議をおこなうこと。

(2) 建設発生土

【 参考 】

受入場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項
勝野建材(株)	指定	2.9 km	

(3) 特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）

【 参考 】

種 別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
アスファルト塊		再利用	処理工場名	距離 km	
			数 量	t ・ m ³	
コンクリート塊	無筋 Co	再利用	処理工場名	勝野建材(株)	距離 2.9 km
			数 量	10 t	
	鉄筋 Co	再利用	処理工場名	勝野建材(株)	距離 2.9 km
			数 量	7 t	
二次 製品	再利用	処理工場名	勝野建材(株)	距離 2.9 km	
			数 量	0.3 t	
建設発生木材			処理工場名	距離	km
			数 量	t ・ m ³	

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

【 参考 】

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
木くず (抜根・伐採材)	再利用	処理工場名		距離 km
		数 量		t ・ m ³
汚 泥		処理工場名		距離 km
		数 量		t ・ m ³
その他（廃プラ）		処理工場名	(株) G・フレンドリー	距離 9.4 km
		数 量		0.24 t

建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記（3）、（4）に明示した金額より低額の場合は、設計変更の対象とする。

(5) 建設副産物の運搬・処理について

- ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。
- イ 運搬及び処分を業とする許可証を添付すること。
- ウ 下請業者が建設副産物を運搬・処分を行う場合、下請契約とは別に運搬・処分に係る委託契約を締結すること。
- エ 産業廃棄物管理票（紙または電子マニフェスト）により適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、監督員等に提示しなければならない。なお、電子マニフェストは受渡確認票により確認する。
- オ 受注者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項

・記載事項

※該当するものを選択する

処理方法※	1再資源化	2破碎処理	3焼却処理	4埋立処分場	5その他
処 分 先 (業 者)	業 者 名 住 所		許可番号		
運 搬 委 託 先 (委託の場合)	業 者 名 住 所		許可番号		
そ の 他	資源化の方法など				

・添付書類

- ア 処理先の許可書の写し及び（収集運搬を委託する場合）収集運搬業者の許可書の写し
- イ 受注者と処理又は運搬業者との契約書の写し
- ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート

5 その他

(1) 関係機関・自治体等との近接協議

関係機関等	事 項	制約内容	時 期
安曇野市 学校教育課	小中学校の通学路 確認	関係機関指導のもと	契約後即対応のこと。 また、工期内とする。
小中学校	関係小中学校の通 学路に係る周知。 各種行事調整。	上記と同様	上記と同様
幼稚園・ 認定こども園	バス運行、通園路 などの確認。各種 行事調整。	上記と同様	上記と同様

安曇野市文化課	埋蔵文化財	関係機関指導のもと	契約後即対応のこと。 また、工期内とする。
地元区長など	工事内容、工事期間、迂回路などの説明及び調整。	区長、隣組長など指導のもと	上記と同様
地元市議会議員	工事内容、工事期間、迂回路などの説明。		契約後即対応のこと。
工事沿線住民	工事内容、工事期間、迂回路などの説明及び調整。	関係者等の指導のもと。(ただし、要求内容が無理難題と判断される場合には、断ることも必要である。また、要求内容については監督員へ報告すること。特に工事金額に係る内容は協議を交わすこと。)	契約後即対応のこと。 また、工期内とする。
工事区間内農地所有者又は管理者及び工事影響範囲の利害関係者など	農地については、工事の進捗及び営農上支障になることの調整。その他利害関係者との調整。	上記と同様	上記と同様
周辺店舗、事業所など	駐車場、案内看板などの調整。	上記と同様	上記と同様
NTT	電柱、架空線等の移設調整。また、本工事への影響確認。	関係機関指導のもと	上記と同様
中部電力	電柱、架空線等の移設調整。また、本工事への影響確認。	上記と同様	上記と同様
あづみ野テレビ	架空線等の移設調整。また、本工事への影響確認。	上記と同様	上記と同様
穂高自動車教習所	教習コースの確認	上記と同様	上記と同様
関係官公庁	本工事に係ること	上記と同様	上記と同様
その他	状況に応じて対応すること。	上記と同様	苦情については、即対応のこと。要望については、監督員と協議のうえ対応すること。

(2) 個別事項

- 一 本工事の仮設工は任意とするが、当初設計では作業ヤード及び工事用道路は借地を想定し借地料を計上している。なお、地権者との借地契約等については受注者が対応すること。
- 二 工事箇所は観光地の近傍であるため、一般車両や観光客の往来について十分に配慮した安全管理を行うこと。
- 三 創意工夫については、監督員と協議し、実施内容を事前に報告すること。
- 四 本工事では、現場環境改善に係る経費を当初設計にて計上している。
 - (一) 実施する内容については、安曇野市土木工事共通仕様書 別紙-5の中から原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）、合計5つの内容を選択しすること。

選択にあたっては、地域の状況や工事内容等により、実施費目数及び実施内容を変更してもよい。
 - (二) (一) で選択した実施内容について、実際に現場で実施する内容を『現場環境改善費事例集（長野県建設部）』を参考に記載する。
 - (三) この経費は率計上されているため、実施する内容が巨額となり、率計上分では行うことが適当ではないと判断される場合は、積上げ計上とします。

積上げ計上分については、事前に監督員と協議すること。
 - (四) この経費の設計変更については、実費精算等の設計変更は行いません。ただし、対象金額の変動に伴う現場環境改善費率の変更は行います。
 - (五) 当初設計で計上されていた場合、受発注者協議により、内容の実施が不要と判断された場合については、費用の全額を減額するものとします。
- 五 工事により亡失した境界杭については、必ず復元を行うこと。また、境界復旧後は、監督員に精度管理表を提出すること。

境界復元作業費用は、共通仮設費率（準備費）に含む。
- 六 品質検査は、別途監督職員が指示する場所で行うこと。
- 七 本工事は発注者指定による電子納品の対象工事である。実施にあたっては、工事請負契約締結後に安曇野市土木工事共通仕様書別紙-2『実施希望通知』を監督員へ提出し、確認を受けること。
 - (一) 成果品の作成にあたっては長野県『電子納品に係る実施要領』に基づくものとする。
 - (二) 受注者の事情等により、電子納品が困難である場合は、監督員との協議により紙納品とすることができる。
 - (三) 電子納品における書類の作成費用等は共通仮設費率に含まれている。
- 八 本工事は情報共有システムを利用する対象工事である。
 - (一) 利用にあたっては、長野県『情報共有システム実施要領』によるものとする。
 - (二) 利用するシステムは、『長野県情報共有システム機能仕様書』を満たすものから、受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。
 - (三) 実施内容は以下の項目とし、受発注者間で確認し決定する。
 - ・受発注者間の工事打合せ簿等の受け渡し（書類によっては、紙決裁で行う場合を認める）
 - ・現場状況の共有
 - ・確認・立会依頼
 - ・その他 システムで利用可能な項目
 - (四) システムの利用料及び登録料は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれている。
- 九 その他疑義がある場合には、必要書類等を添えて監督員と協議願います。